臺灣日日新報 第一萬四千六百七十七號 昭和十八年一月二十日（月曜日） （第二種郵便物認可）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）

臺灣新聞

本日四頁
作清口江 人行發編輯
地番二卅目丁四町家市北臺
社報新日日灣臺 所行發

東臺灣特產 ㊎ 十三錢 ㊐ 石榴みがき粉 ㊐ 藤田本店

政府と統帥部 連絡懇談會

隔意なき意見を交換

【東京十九日發同盟】政府と統帥部との懇談會は十七日、同部より鈴木企畫院總裁、岡部長景內閣書記官長、寺島內務、岩村司法、小泉農林、藤原商工、八田運輸通信、安藤拓務、小日山大東亞各大臣、同二時より政府に於て懇談會を開き、同三時より枢密院に於て懇談會を開かれた。

【東京十九日發同盟】政府と統帥部との懇談會は十七日、同部より鈴木企畫院總裁、岡部長景內閣書記官長、寺島內務、岩村司法、小泉農林、藤原商工、八田運輸通信、安藤拓務、小日山大東亞各大臣、同二時より枢密院に於て懇談會を開かれた。

【東京十九日發同盟】十九日の政府と統帥部との懇談會は前記の如く午後四時より會合に入つたが席上極めて隔意なき意見の交換が行はれた模様である

【東京十九日發同盟】十九日の政府と統帥部との懇談會は前記の如く午後四時より會合に入つたが席上極めて隔意なき意見の交換が行はれた模様である

所信を率直に披瀝 全幅の協力を求む

首相の施政方針演說の骨子

【東京十九日發同盟】二十一日の臨時議會に於ける施政方針演說に關する東條首相の腹案左の如くである

一、國家總力戰體制の强化

二、國民同胞精神の昂揚

三、決戰生產態勢の確立

四、戰爭指導の萬全

五、大東亞共榮圈の建設

六、世界新秩序の建設

世界注目の的米國

武器貸與案を繞る動向

【ワシントン十八日發同盟】アメリカ政府の關係者は、英國政府の要請に基き十六日以來、政府各閣僚、軍部、ノックス海軍長官、スタンソン陸軍長官、ノックス海軍長官と統合參謀本部との間に日獨伊三國同盟を極東に於ける英國の戰爭に參加せしめるものとなつてゐるから三國の總攻撃を引出し得るであらう點

一、國家總動員法を適用し、軍需品の生產を擴大すること

二、これに對し九大綱領は同法案を更に修正を加へる事なく、廣範圍の權限を大統領に與へ、國防の爲必要と認めた場合は、如何なる種類の武器でも英國政府に貸與し得ること

三、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

四、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

五、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

六、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

【ワシントン十八日發同盟】アメリカ政府の關係者は、英國政府の要請に基き十六日以來、政府各閣僚、軍部、ノックス海軍長官、スタンソン陸軍長官、ノックス海軍長官と統合參謀本部との間に日獨伊三國同盟を極東に於ける英國の戰爭に參加せしめるものとなつてゐるから三國の總攻撃を引出し得るであらう點

一、國家總動員法を適用し、軍需品の生產を擴大すること

二、これに對し九大綱領は同法案を更に修正を加へる事なく、廣範圍の權限を大統領に與へ、國防の爲必要と認めた場合は、如何なる種類の武器でも英國政府に貸與し得ること

三、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

四、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

五、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

六、英國政府は貸與された武器の代償として、アメリカ政府が必要とする場合は、英國領土内に於ける航空基地の使用權を與へること

衆議俱議員總會 宣言決議で態度明確

【東京十九日發同盟】第七十六回議會に於ける衆議院議員俱樂部は二十日午後一時より衆議院會議室に於て總會を開き、同三時より貴族院に於て議會を開くことゝなつた

【東京十九日發同盟】第七十六回議會に於ける衆議院議員俱樂部は二十日午後一時より衆議院會議室に於て總會を開き、同三時より貴族院に於て議會を開くことゝなつた

國難打開に邁進 衆議院有志代議士會

【東京十九日發同盟】翼贊の國際協調の線に繰み休會明け議會に於いて政府を支持鞭撻、協力一致することを決議した

【東京十九日發同盟】翼贊の國際協調の線に繰み休會明け議會に於いて政府を支持鞭撻、協力一致することを決議した

堀切駐伊大使親任狀捧呈

（日本大使館を出る大使一行）

兩院の翼贊體制

衆議院自肅に本分發揮 貴族院に翼贊精神躍動

【東京十九日發同盟】第七十六回議會は愈々二十一日より開會されるが政府提出の重要法案は何れも擧國一致の翼贊體制を確立して立法府の協力を以て速かに成立せしめ以て大東亞戰の勝利を確保せんとしてゐるが、これが實現の爲には兩院の自肅自戒が必要であるとの見地から衆議院に於ては

一、即ち一、議會開會當日會の本會を開催すべく總理大臣、各國務大臣の出席を求めた上政府の施政方針演說を聽取すること

二、一、本會は總理大臣の施政方針演說に對する質疑を行ふこと

三、一、本會は前項の質疑終了後直ちに委員會に付託し、委員會は會期中に審議を終了すること

四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

四十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

四十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

四十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

四十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

四十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

四十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

四十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

四十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

四十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

四十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

五十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

五十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

五十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

五十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

五十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

五十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

五十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

五十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

五十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

五十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

六十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

六十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

六十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

六十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

六十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

六十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

六十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

六十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

六十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

六十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

七十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

七十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

七十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

七十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

七十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

七十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

七十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

七十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

七十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

七十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

八十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

八十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

八十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

八十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

八十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

八十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

八十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

八十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

八十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

八十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

九十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

九十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

九十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

九十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

九十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

九十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

九十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

九十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

九十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

九十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百二十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百二十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百二十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百二十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百二十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百二十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百二十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百二十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百二十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百二十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百三十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百三十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百三十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百三十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百三十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百三十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百三十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百三十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百三十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百三十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百四十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百四十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百四十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百四十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百四十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百四十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百四十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百四十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百四十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百四十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百五十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百五十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百五十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百五十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百五十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百五十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百五十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百五十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百五十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百五十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百六十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百六十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百六十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百六十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百六十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百六十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百六十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百六十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百六十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百六十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百七十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百七十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百七十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百七十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百七十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百七十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百七十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百七十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百七十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百七十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百八十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百八十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百八十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百八十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百八十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百八十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百八十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百八十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百八十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百八十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百九十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百九十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百九十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百九十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百九十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百九十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百九十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

百九十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

百九十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

百九十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百二十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百二十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百二十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百二十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百二十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百二十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百二十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百二十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百二十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百二十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百三十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百三十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百三十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百三十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百三十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百三十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百三十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百三十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百三十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百三十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百四十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百四十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百四十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百四十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百四十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百四十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百四十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百四十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百四十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百四十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百五十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百五十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百五十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百五十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百五十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百五十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百五十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百五十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百五十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百五十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百六十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百六十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百六十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百六十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百六十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百六十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百六十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百六十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百六十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百六十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百七十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百七十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百七十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百七十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百七十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百七十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百七十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百七十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百七十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百七十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百八十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百八十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百八十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百八十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百八十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百八十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百八十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百八十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百八十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百八十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百九十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百九十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百九十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百九十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百九十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百九十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百九十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

二百九十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

二百九十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

二百九十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百二十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百二十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百二十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百二十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百二十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百二十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百二十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百二十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百二十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百二十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百三十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百三十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百三十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百三十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百三十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百三十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百三十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百三十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百三十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百三十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百四十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百四十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百四十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百四十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百四十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百四十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百四十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百四十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百四十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百四十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百五十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百五十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百五十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百五十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百五十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百五十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百五十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百五十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百五十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百五十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百六十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百六十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百六十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百六十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百六十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百六十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百六十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百六十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百六十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百六十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百七十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百七十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百七十二、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百七十三、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百七十四、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百七十五、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百七十六、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百七十七、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百七十八、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百七十九、一、委員會は審議の爲必要ある場合は政府當局の出席を求めること

三百八十、一、委員會は審議の爲必要ある場合は公聽會を開くことを得ること

三百八十一、一、委員會は審議の爲必要ある場合は小委員會を設けることを得ること

三百八十二、一、委員

日本の介入を希望
佛政府が對泰紛爭に關し

【パリー十八日發同盟】フランスの声明発表は佛印を繞る諸下の形勢に重大関心を繋ぐ旨を明にしたが、ヴィシー政府は國民に對して協力希望を表明し、タイ國の國境紛爭に關しては日本の斡旋に信頼する旨を明にしたとの報道に對しては未だ何等の反響を示さず、ヴィシー政府筋からかかる報道が出るやに驚きの色を示した

英首相米の對英援助に感謝

【グラスゴー(スコットランド)十七日發同盟】チャーチル首相は十七日歓迎会に於て一篇の演説を試み英國は今年中旬外から重砲及び大兵力の援助を必要としない旨英國の國防能力は以上の米國製武器を必要とする旨明ルーズベルト大統領の好意的援助に感謝の意を表明した

英の欲しがる
飛機、操縦士、水兵

【ワシントン十八日發同盟】グラスゴーに於けるチャーチル首相歓迎に際し英英國防相イーデン上院議員は次の如く語つた

今の侵略に對する戰ひは戰ひ抜かねばならぬ

と語つて一部に傳はる英國屈服説を否認し更に

米國は即時對獨宣戰を布告すべきである、但しこの問題は國會の專門委員會がすでに決定してゐる

と附言した

即時對獨宣戰布告
グ米上院外交委員が強調

【ワシントン十八日發同盟】上院外交委員クラス氏は十八日記者團に對し

米國は即時對獨宣戰を布告すべきである、但しこの問題は國會の專門委員會がすでに決定してゐる

と附言した

ハル長官言明
英首相の對獨要請は無根

【ワシントン十八日發同盟】國務長官ハルは十八日午前記者團に對し

米國は國の安全を保持するためにアメリカ海軍のドイツ潜水艦撃沈命令を發したのである

と言明したが、ハル國務長官はまた

英國首相チャーチルの米國議會に於ける演説は英國の立場を明瞭に述べたものである

と語つた

江南の國共兩軍
一觸即發の危機

【重慶十八日發同盟】重慶よりの情報に依れば皖南の江南新四軍に對する重慶側の軍事行動は一月上旬より開始されたもので、その兵力は約十萬に上り、重慶側の作戰計畫は新四軍を完全に殲滅するにあるといはれ、目下重慶側は皖南の國軍に對し

「持ち前の実力を發揮して新四軍に對し徹底的な掃蕩を斷行せよ」

と嚴命を發し、これに對し新四軍側は

「自分はこの問題を飽くまで平和的に解決したいと思つてゐる、重慶側の一方的な攻撃は絶對に禁止されたい」

と回答してゐる

蔣軍大擧移動中
共産軍勢力牽制のため

【重慶十八日發同盟】重慶より流れたる情報に依れば、重慶側は皖南の江南新四軍に對する軍事行動を開始するに當り、その兵力は約十萬に上り、第五、第九、第三戰區の各一部を動員し、第五戰區司令長官李宗仁の指揮下に入り、第九戰區司令長官薛岳の指揮下に入り、第三戰區司令長官顧祝同の指揮下に入つてゐるが、第三戰區司令長官顧祝同は同時に現在江北地區にある第四軍團、第三軍團、第三支隊の指揮にも當つてゐる

新四軍解散の經緯
江南地區には中央直系軍

【上海十八日發同盟】新四軍解散に關する重慶軍事當局の發表は次の如くである

第三國際の指令に基き新四軍は本年一月十四日を以て期限とし、揚子江以南の地區より揚子江以北の地區に移動すべく命令されたが、同軍は軍令部の命令に反抗し、一月初旬より江南地區に於て頻りに軍事行動を開始し、同軍の一部は蘇南地區に於ける我が軍の後方連絡線を遮断し、更に一部は蕪湖、宣城間に於て我が軍隊に對し攻撃を加へ、新四軍の行動は全く叛軍的行爲と認められたので、軍事委員會は一月十七日を以て新四軍の番號を取消すと共に、葉挺軍長を軍法會議に附する事に決定した

新四軍解散の通令
軍事委員會から發表

【上海十八日發同盟】新四軍解散に關する重慶軍事當局の發表は次の如くである

第三國際の指令に基き新四軍は本年一月十四日を以て期限とし、揚子江以南の地區より揚子江以北の地區に移動すべく命令されたが、同軍は軍令部の命令に反抗し、一月初旬より江南地區に於て頻りに軍事行動を開始し、同軍の一部は蘇南地區に於ける我が軍の後方連絡線を遮断し、更に一部は蕪湖、宣城間に於て我が軍隊に對し攻撃を加へ、新四軍の行動は全く叛軍的行爲と認められたので、軍事委員會は一月十七日を以て新四軍の番號を取消すと共に、葉挺軍長を軍法會議に附する事に決定した

舟山島の掃蕩戰
㊀舟山島掃蕩戰に堂々進擊の海軍陸戰隊
㊁掃蕩戰に活躍する陸戰隊(以上大展莊附近)

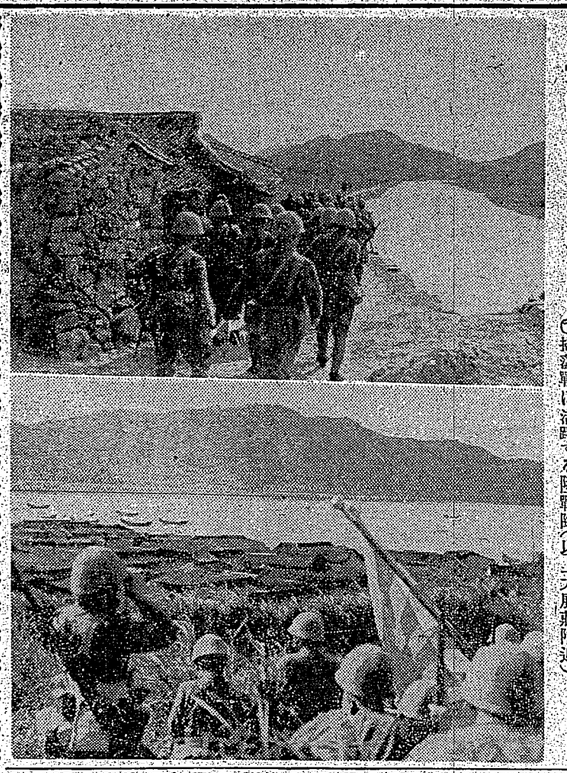

翼贊會改組と政治力結集
平沼車中談の逆示唆
議會新黨の泡沫性

大政翼贊會發會當時その根本において朝野擧國一致の現體制確立を強調されたのであるから、翼贊會が政黨の發展を阻害するものでないことは勿論であるが、翼贊會が政黨の發展を阻害するものでないことは勿論であるが、翼贊會が政黨の發展を阻害するものでないことは勿論であるが

(第三種郵便物認可)　昭和十六年一月二十日（月曜日）　臺灣日日新報　第一万四千六百七十七號　(三)

戰場は尊い體驗場
銃後で一層働く
歸還を前に語る軍夫達

【定安にて山下特派員發】擧げて聖戰に參加する榮譽を得た我が軍屬の本島人軍夫が軍務終了、今日まで汽車の旅に於て皆第一線に從ひながら勞苦をなした點は眞に感慨無量なものがあるが、殊に今度○○部隊の惡疫軍夫等が非常に優秀であつた事を隊長から聞かされて隊前夜一軍夫全部を隊長官舍の庭になつてゐた一軍夫全部を隊長から慰勞の意味に於て慰安會を催したいで呉れた。軍夫達は長い間の軍隊生活でうつかり生れ變つたやうに感激し、記者の前に對して軍隊式の敬禮で感謝し、その態度には大いに感心させられたのであるが

(重夫C)　今まで自分はつまらない男であつたが、今度軍隊訓練を受けて眞に人前に立つ事が出來た、非常に感謝してゐる

(重夫D)　自分が一番感激したのは軍隊と軍屬地の違ひ點として本當に眞心を以て接してゐる、軍隊は眞に國家の爲に盡してゐるといふ事を痛感した

(重夫A)　軍隊にゐた時は、軍屬にゐる民族さんの事を聞いても苦勞の總てが解らなかつたが、今度始めて軍夫の苦勞が解つた、尊い經驗だと思つた、これで安心して歸つてもとんな難關でも打開して行く自信が出來た、非常に嬉しい

(重夫B)　十數の命をとり止めた共同療養に感謝してゐる、これが日本の兵隊さんの精神だ、我々もこれからいよいよ此の點を愼しむ覺悟である

(重夫C)　今まで自分はつまらない男であつたが、今度軍隊訓練を受けて眞に人前に立つ事が出來た、非常に感謝してゐる

(一同)　感情が苦しかつた、然し日本の爲に盡してゐると思へば何でもなかつた

(重夫A)　激戰になつた時は、感地にゐる兵隊さんの事を聞いても苦勞の總てが解らなかつたが、今度始めて軍夫の苦勞が解つた、尊い經驗だと思つた、これで安心して歸つてもとんな難關でも打開して行く自信が出來た、非常に嬉しい

(重夫B)　十數の命をとり止めた共同療養に感謝してゐる、これが日本の兵隊さんの精神だ、我々もこれからいよいよ此の點を愼しむ覺悟である

(一同)　我々はかうして得た經驗と精神を土臺にして各地のゆる本防方面の警備を昌正する爲に大いにやらなければならない、我々はその點に於いてゐるのだ

元氣潑剌たり
青年團査閱の第二日

龍山公會堂の三ヶ所で査閱をうけた

全國百廿九局の電話を統制
【東京本社特電十八日發】

逓信省では戰時體制方針につき電信電話を通じてなほ能率の增進を圖るので來る二十日から六大都市をはじめ全國百二十局に一齊に管轄する通信統制を實施することになつた

職長教育指導講習
【東京十九日發同盟】

鐵道生産擴充の一環として實施されつゝある職長教育指導講習會は來る二月一日から東京、大阪、名古屋、門司、新京、奉天の六大都市で開催することゝなつた

防空と保健上から
無煙工場地帶建設
帝都で廿日に打合せ會

【東京本社特電十九日發】帝都防衛上、工業地帶では煙突が敵機の目標となり、防空上の立場から煙突無煙工場の實現が痛感されるので、內務省衛生局では來る二十日午前十時から警視廳に關係官廳の技術者を集めて打合會を開き、煙突無煙工場實現の具體的方策を協議することゝなつた

西住戰車長の
武勳を顯彰
津浦線宿縣に顯彰碑

【北京十九日發同盟】支那事變の生んだ國民的英雄西住戰車隊長の武勳を永久に記念せんと地下に眠る勇士の英靈に報いやうと

佛印からの援蔣は
殆んど禁絶の態
澄田少將の着京の辯

【東京十九日發同盟】佛印駐屯軍參謀長澄田少將が十九日午後五時半羽田空港着の內鮮滿上空經由で着京した。澄田少將は着京後直ちに陸軍省に出頭して着任の挨拶をなすと共に、佛印の現狀に關し次の如く語つた

一、佛印側は我が軍の進駐に對し極めて好意的態度を以て接し、我が軍の駐屯に關しても何等の支障なく、極めて圓滿に進捗した

二、佛印側は我が軍の進駐に對し極めて好意的態度を以て接し、我が軍の駐屯に關しても何等の支障なく、極めて圓滿に進捗した

三、大體次の點を

四、右に述べるもの

臺糖の工場へ
【臺南電話】

日本アルミ工場や
園藝試驗所を視察
南部巡視中の長谷川總督

【臺南電話】南部地方初巡視の第一夜を臺南州山莊に宿った長谷川總督は十九日午前八時四十五分同官邸發、飛行場から自動車で一路、目的地の新營に向ひ、午前十時半から新營飛行場に於ける陸軍飛行學校の練習機の飛行訓練を觀覽した後、同校の施設を視察した

大河の如き支那
本多駐支大使の視察談

【新京十九日發同盟】駐支初代大使本多熊太郎氏は三週間に亙り中支、北支各地を視察、十九日午前十時二十分着同八時の郵船新京丸で門司、京都に向つたが京都驛ホテルに一泊の上、二十日京都驛發で東上の筈である本多大使は內外に對する發表は一切差控へたいとの意向で、本國滯在中は專ら靜養する筈である

海上警報
【十九日午前十二時二分濱崎燈臺發】七八八噸の發動汽船第十九日丸が午前六時半ごろ高知港北東十哩の地點にあり、附近に移動中の內外に通ずる國際、本船近海の小型船舶の航行は警戒を要す

追發報【十九日午後八時十五分濱崎燈臺發】七八八噸の發動汽船第十九日丸が午後六時四十五分高知港北東四哩の地點にあり、東經一三四度四〇分北緯三三度四〇分の地點に向つて進行中、本船近海の小型船舶の航行は警戒を要す

機關車性能試驗用
のブレーキ機關車
【東京本社特電十九日發】

鐵道省では機關車性能試驗用のブレーキ機關車が今度新たに製作されたので、これを東京、下關間の高速度列車の運轉に使用して、ブレーキの性能試驗を行ふことゝなつた、この機關車は一號機關車C五三型二十七輛を改造したもので、ブレーキ裝置は空氣ブレーキと電氣ブレーキの二種を備へ、この機關車は從來の機關車と異り、ブレーキ裝置の性能を主として設計されたもので、この機關車の出現によつて、從來の機關車の性能試驗は一層完璧を期し得ることゝなつた

十日目勝負
【東京十九日發同盟】

【東京十九日發同盟】春場所十日目(負)左の如し

防諜美談の主
【基隆電話】

【基隆電話】基隆港に光る、ベテランの眼を以て眞夜中の入港船のカムフラージュ迷彩を見破つた檢疫のよい船員の防諜美談一篇——お手柄の人は基隆檢疫所檢疫官補東條勝吉氏で、同船が昨年十二月七日檢疫を終へ檢疫濟證を受け碇泊中、突如として出港を開始したので、檢疫官補東條氏は直ちに檢疫ボートを漕ぎ寄せ、船長に對し檢疫濟證を返還するやう要求したが、船長は檢疫濟證は既に受領したから返還の必要はないと言ひ張つて應じないので、東條氏は船長の不法を嚴重に警告し、船長をボートに乘り移らせ、檢疫濟證を取戻したが、この間約一時間を費やしたので、船長は檢疫濟證を取戻すや否や全速力で出港したが、東條氏は直ちに電話で基隆要塞司令部に通報、要塞司令部では直ちに防諜上の見地から嚴重取調べの上、船長を檢疫法違反で檢察廳に送致した

獨國旗を降ろせと
獨逸總領事館に闖入
血迷つた桑港市民

【サンフランシスコ十八日同盟】アメリカ市民の獨逸に對する感情は最近益々惡化しつつあるが十八日午後一時半頃桑港の獨逸總領事館に數名の暴漢が闖入し、獨逸國旗を降ろせと要求したが、館員がこれを拒絶したので、暴漢は館內に亂入し、國旗を引降ろさんとしたが、館員は必死となつて國旗を守つたので、暴漢は國旗を奪ひ取ることは出來なかつたが、國旗の一部を引裂いて逃走した、この暴漢は桑港市民の一部であるが、この事件は桑港市民の獨逸に對する感情を如實に物語るものとして注目されてゐる

獨國旗を降ろせと
獨逸總領事館に闖入
獨逸總領事館の桑港市民

【サンフランシスコ十八日同盟】アメリカ市民の獨逸に對する感情は最近益々惡化しつつあるが十八日午後一時半頃桑港の獨逸總領事館に數名の暴漢が闖入し、獨逸國旗を降ろせと要求したが、館員がこれを拒絶したので、暴漢は國旗を奪ひ取ることは出來なかつたが、國旗の一部を引裂いて逃走した、この暴漢は桑港市民の一部であるが、この事件は桑港市民の獨逸に對する感情を如實に物語るものとして注目されてゐる

明治に凱歌
【小樽十九日發同盟】

【小樽十九日發同盟】快晴風靜好のジャンプ日和に惠まれた全日

尋常科は旭小
高等科は羅東
臺北州下小公學校創造大會

臺北州內小公學校の創造大會は十五日午前十時から總督府講堂に於て開催、小公學校の代表者、州內各學務課長並に關係官等多數參集、午前十時十分

臺北綜合版

防諜上不向な圖書を取扱店頭から一掃

臺中州 一齊調査に乘出す

【臺中電話】臺中州では防諜の重大に鑑み、去る十三日から一齊に厲行實施することゝなつたが、これに伴ひ州當局では、州下の各書籍販賣業者に對し、防諜上不向な圖書は一切取扱はないやう嚴重に指導するとともに、一般愛國者からの密告を待つことゝなつた、尚ほ一般愛國者からの密告は、警察當局に於て嚴重に秘密を守り、絶對に密告者の名前は發表しないことになつてゐるから、安心して密告されたい、なほ今回の調査は、單に書籍販賣業者のみならず、一般家庭をも對象とするが、特に學校關係の圖書は嚴重に調査されるものと見られてゐる

學級增加百四十四

高雄州初等學校に朗報

【高雄電話】高雄州では從來教育施設の擴充に關し、州下小公學校の學級增に苦心を續けつゝあるが、愈々四月からは公學校四校の新設並に百三十四學級、小學校二校に百四十四學級を增加することに決定した爲め、四月からは當州下の公學校は百二十五校、小學校十二校、千四百十三學級、小學校十九校百十學級となり、兒童の收容能力は現在より約一千二百二十名增加されて九萬九千百七十二名、小學校は約二千名增で、七千五百八十七名となり、此際に二校と共に兒童、特に本島人子弟に對する入學の道は大いに擴張されることゝなつてゐる

農業技術員養成所

全島に魁け高雄州開設

【高雄電話】高雄州では農業の振興を目的として新年度よりは全島に魁けて農業技術員養成所を設置し、若き農業技術者を養成し州下農產の第一線に立たしめて農家を指導せしめ以て農業增產の實を擧げんとするが、本養成所は當分の間、高雄に設置し、先づ本島人の中堅青年農業者を入所せしめることゝなつてゐるが、入所者は高雄州下の農業學校卒業以上の者二十名位で、修業年限は二ヶ年、學科目は農業經營、農業簿記、農業法規、農業土木、農業氣象、農業實習、農業實驗、農業實地見學、農業實習等で、尚ほ入所者には一ヶ月金拾圓の手當を支給する豫定である

寺廟整理を積極化

彰化市議ら當局に要望

彰化の寺廟整理事業は種々遲延して居るが、之等は非國民的であるから、之等は非國民的であるから、之等は非國民的であるから